

権利行使手続きについて

(参考) 用語の説明

- 割当 (Grant) : 権利者は、「株を得る権利 (新株予約権)」を付与される。

ただし、権利確定までは権利行使できず、株を得ることはできない。



- 権利確定 (Vest) : 割当後から1年後より、割当てられた新株予約権の1/3ずつが毎年権利確定する。

権利確定後、権利者は新株予約権を行使することができる。



- 権利行使 (Exercise) : 権利行使をすることで、新株予約権を株式に変えることができる。

権利確定後は、行使期間中 (割当日から5年間まで) いつでも権利行使できる。

【重要】 権利行使に伴い、所得税負担が発生します



- 株式売却 : 権利行使後、任意のタイミングで株式を売却できる。

1. 権利行使手続き

専用システムにアクセス頂き、必要書類を作成・印刷・捺印の上、提出下さい。
(資料作成・提出方法は次ページご参照)

(1)専用のシステム(For-One plus)にアクセス

For-ONE plus	https://www2.smbcnikko.co.jp/stockop/stpcom/html/
事業会社コード	6723
社員コード	DS番号を記入。アルファベットは大文字・「A0000000」
初期パスワード	証券口座番号に0を足して8桁にしたもの 例) 123 -45678 ⇒ 45678000

※システム利用方法は「②システムマニュアル(権利行使).pdf」をご参照下さい。

※権利行使にあたっては、SMTB日興証券での証券口座開設が必要となりますので、必ず権利行使前に口座を開設して下さい。(口座開設方法は1 3ページご参照)

※権利割当後5年以内に権利行使を行わない場合は、権利が消滅します。

※システムは4 / 4以降利用可能です。(権利確定日以降)

※証券口座の開設には約1ヵ月程度時間を要します。

口座開設後であっても、For-ONE plusシステムとの連携処理が行われていない場合がありますので、4 / 4以降に口座開設が完了していてもアクセスが出来ない場合は、ストックオプション事務局窓口にご連絡ください。

1. 権利行使手続き

(2)必要書類の作成及び提出

システムで作成した「新株予約権 行使請求書」を印刷・捺印（シャチハタ不可）し、行使請求書の原紙を以下宛先にご提出下さい。

送付書類	送付宛先
新株予約権行使請求書 (発行会社用) ※払込取扱銀行用/株主名簿 管理人用は提出不要	【SOP事務局】 三井住友信託銀行 証券代行部 ストックオプション事務局宛 〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1 三井住友トラストTAソリューション株式会社内
【重要】原紙郵送前に新株予約権行使請求書をPDFにし、下記SOP事務局宛にメールで送付願います。 送付先： smtb-sopjimudaikou@smttas.jp メール件名：ルネサス ストックオプション 権利行使 ※メール本文に「日中連絡先（電話番号）」を必ず記載下さい。 メール送付期限：行使請求書締切日 17:00まで 原紙郵送締切期限：メール送付後速やかに	

(3)行使代金

行使代金（1円×権利行使株数）は会社が代行して払込みを実施します。
ご本人による払い込みは不要ですが、行使月の当月もしくは翌月給与より控除予定ですので、ご承知下さい。
退職後に権利行使を行う場合は、ご自身で指定の口座へ振り込みをお願い致します。（別途ご案内）

2. 権利行使日に関する基本的取扱

- ・毎月書類提出の締め切りと、対応する権利行使日を設定しています。
(毎月2回の締め切りと権利行使日を設定)
- ・権利行使額(課税対象額)は、指定された権利行使日の終値をもって、算出されます。

<基本的な取扱>

行使請求書提出締切 (休日の場合は、前営業日)	権利行使日 (休日の場合は、翌営業日)
当月15日締切分	翌月1日
当月末日締切分	翌月16日

※カレンダーにより、毎月の締切日、権利行使日の取扱が異なりますので、具体的には以下よりご参照下さい。

[LTI 2018-2019 権利行使予定カレンダー](#)

※行使請求書締切日17:00までに三井住友信託銀行 SOP事務局必着が必要です。

(PDFをメールに添付し行使請求書締切日17:00までに送付。メールの送付先は前ページご参照)

※手続き書類に不備があり、所定の日時に間に合わない場合、次回の権利行使日の取扱となりますので、ご留意下さい。

※権利行使により取得した株式は、権利行使日の翌営業日から原則4営業日目以降に、S M B C日興証券の証券口座に記録されます。

3. 税務上のご注意

- 本制度は税制非適格ストックオプションにあたるため、権利行使時に給与所得として課税されます。原則として{(権利行使日の終値－行使価額(1円)) × 株数}が「給与所得」扱いとなり、会社を通じて所得税を納税することが必要です。
- 税額は行使日当月、もしくは翌月給与より原則控除致します。
(当該月の給与から控除しきれなかった税額は、下がり金扱いとなります)

<「下がり金」について>

「下がり金」とは、各回の給与・賞与において控除金が支給金を上回る場合の会社立替金をいう。

なお、給与における「下がり金」取扱いは次のとおり。

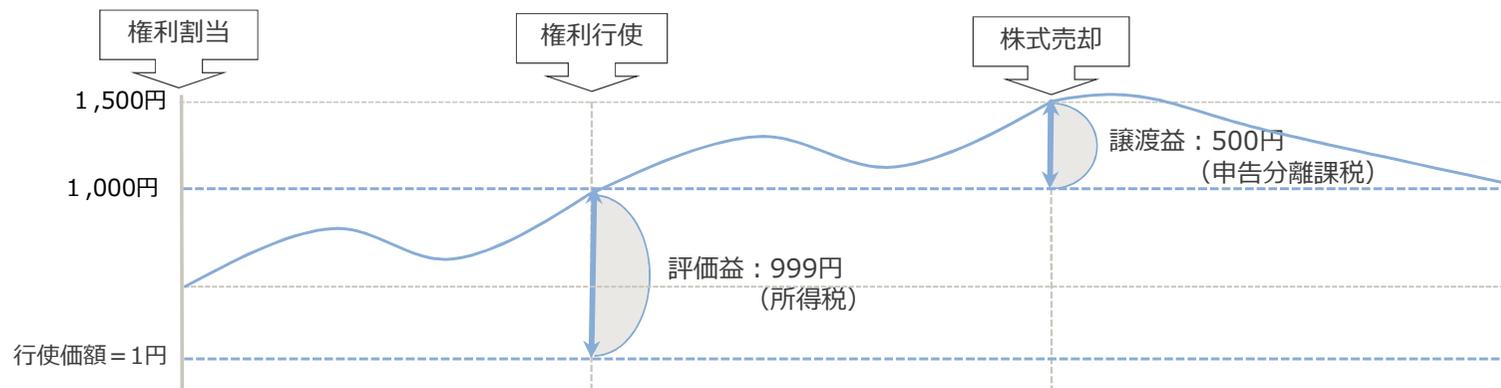
下がり金が発生した場合、会社が一旦、立替払いを行います。

下がり金は翌月給与から控除し、下がり金の残額がある場合は、その翌月給与に繰り越します。

賞与月の前月まで給与での精算を行い、残った下がり金は賞与から一括精算します。

3. 税務上のご注意

<源泉徴収税額イメージ>



権利行使時 税額計算概要

- 評価益（999円）が原則給与所得（会社が源泉徴収）として総合課税の対象となり、翌年に住民税も課税されます。尚、社会保険料の徴収は不要であり、年金の額には影響しません。

<税額イメージ>

権利行使日の株価(終値) : 1,000円/株
権利行使株数 : 500株

権利行使益 : 499,500円 ((1,000円 - 1円) × 500株)
源泉徴収税率 : 40.84% (平成28年分 源泉徴収税額表より)
源泉徴収税額 : 203,996円

(※前月給与所得及び控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の人数を考慮していない為、実際の源泉徴収税額とは異なります。)

4. 権利行使後の株式売却スキーム

1. 随時売却

随時、売却できることとするが、当人が重要情報を持っていないことを確認するプロセスを踏む。

尚、決算期終了から決算発表までの期間（各四半期あたり約1ヶ月間）については、随時売却の対象外とする。

2. 知る前計画の作成・提出

インサイダー取引規制により、未公表の重要事実を知った会社関係者等の売買は禁止されているところ、この知る前計画の要件を満たして売買を行った場合、インサイダー取引規制の適用除外となる制度。なお、権利行使（Exercise）は規制対象外となる。

・適用されるケース

以下の2つのケースにおいては、知る前計画を利用した売却が可能。

①計画提出時点で未公表の重要事実を知らないが、今後重要事実を知る可能性があるケース

②計画提出時点で未公表の重要事実を知っているが、今後公表される予定となっており、公表より後を売却日に指定するケース

・知る前計画への記載内容 ※添付の「知る前計画」の黄色網掛け部分が本人記載箇所

①提出者の氏名・住所・署名、②売却期日、③売却株数

いずれも、「具体的な日・株数を」「計画提出以後に本人の裁量で変更できない内容で」記載する必要がある。

・提出書類・提出先・担当部門

（提出書類）：①知る前計画、②知る前計画に係る誓約書

（提出先）：事業所・各社人事部門

（担当部門）：人総括、法務括

5. 問い合わせ先

<ストックオプション事務局照会先> **4/4以降問い合わせ可能**

三井住友信託銀行 スtockオプション事務局

電話：0120-861-321（ストックオプション事務局専用照会ダイヤル）[平日9:00～17:00]

メールアドレス：smtb-sopjimudaikou@smttas.jp

<制度概要等問い合わせ先>

REL	本社	本社勤労課	松田谷K、根岸T
	武蔵	武蔵人事課	木村K、岩下S、井手口T
	高崎	高崎総務課	市村K、岡部S
RSMC	本社	人事課	橋本K、佐々木S
RSP T	本社	本社人事課	兒玉K、菅TK、上野S
REG	本社	人事・総務課	田原K、竹下S

参考 インサイダー取引規制

インサイダー取引規制概要

- 違反者⇒5年以下の懲役、500万円以下の罰金又はこれらの併科
- 法人の代表者、その代理人又は従業者が法人の計算で規制違反⇒法人にも5億円以下の罰金刑
- 規制違反によって得られた財産は、原則として没収・追徴

① 会社関係者が、② その職務等に関して、③ 重要事実を知りながら、④ その公表前に、⑤ 会社の株式の売買等を行うこと（金融商品取引法§166）

	要件	内容
①	会社関係者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>会社・親会社・子会社の役員・従業員</u>、帳簿閲覧権者等が対象 ➢ <u>会社関係者でなくなっても、その後1年間は、重要事実が公表されるまで規制の対象</u>
②	職務等との関連性	職務行為自体だけでなく、それに関連する行為も対象
③	重要事実の認識	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「重要事実」 上場会社・子会社に関する一定の基準を満たす次の事実。（後述参照） (a) <u>決定事実</u> (b) <u>発生事実</u> (c) <u>決算情報</u> (d) その他（<u>バスケット条項等</u>） ➢ 「決定事実」 <ul style="list-style-type: none"> ・会社法上の意思決定機関の意思決定だけでなく、<u>実質的に会社として案件を実行するための準備等を行うことを決定</u>すれば、「決定」にあたる。 ・実現可能性の有無を問わないが、<u>ある程度具体的な内容</u>であることが必要。一般的な調査や候補者に関する情報収集は対象外。
④	公表	(a) 2以上の報道機関に公開し、12時間経過すること、(b) 適時開示、又は(c) 金商法上の開示による公表が必要
⑤	会社株式の売買等	特定の株式等の有償の譲渡・譲受等が対象（相続等の無償行為は対象外） <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>ストックオプションの割当・行使は、規制の対象外だが、それによって取得した株式の譲渡等は、規制の対象</u> ➢ <u>「知る前計画・契約」（後述）に基づく売買等は、規制の対象外</u> ➢ 取引の目的・動機、取引による利益の額・損失発生の有無は、インサイダー取引の成否に影響しない。

参考 インサイダー取引規制

主な重要事実①

(注) カッコ内の数字は、当社単体又は連結の17/12期ベース

#	項目	当社に関する決定事実（該当基準）	子会社に関する決定事実（該当基準）
決定事実	株式/新株予約権発行	発行価額の総額≥1億円【例：INCJ出資】	—
	資本金/資本準備金等減少	すべて【例：去年の減資】	—
	配当額の変更	配当額の増減≥直近の配当実績比20% or無配→復配	—
	合併/会社分割/事業譲渡・譲受	(1)単体売上高増減額≥10%（683億円）、or (2)単体総資産増減額≥単体純資産の30%（1,199億円）	(1)連結売上高増減額≥10%（780億円）、or (2)連結総資産増減額≥連結純資産の30%（1,536億円）
	子会社株式等譲渡・取得	(1)子会社売上高≥単体売上高の10%（683億円）、or (2)子会社総資産≥単体純資産の30%（1,199億円）	(1)孫会社売上高≥連結売上高の10%（780億円）、or (2)子会社総資産≥連結純資産の30%（1,536億円）
	固定資産譲渡/取得	価額≥単体純資産の30%（1,199億円）	価額≥連結純資産の30%（1,536億円）
	業務提携	原則として単体売上高増加額（提携開始年度以降3年間毎年）≥提携決定の前年比10%（683億円）	原則として連結売上高増加額（提携開始年度以降3年間毎年）≥提携決定の前年度比10%（780億円）
	新製品/技術企業化	(1)単体売上高増加額（事業開始年度以降3年間毎年）≥開始決定前年比10%（683億円）、or (2)事業開始のために特別に支出する額≥単体固定資産前年比10%（622億円）	(1)連結売上高増加額（事業開始年度以降3年間毎年）≥開始決定前年比10%（780億円）、or (2)事業開始のために特別に支出する額≥連結固定資産前年比10%（659億円）
	事業廃止	単体売上高減少額（休止/廃止年度以降3年間毎年）≥単体売上高の10%（683億円）	連結売上高減少額（休止/廃止年度以降3年間毎年）≥連結売上高の10%（780億円）

参考 インサイダー取引規制 主な重要事実②

(注) カッコ内の数字は、当社単体/連結の17/12期ベース

*1 主要株主：発行済株式の10%以上を所有する株主

*2 主要取引先：前年度の売上高・仕入高が売上・仕入総額の10%以上の取引先

*3 通常の投資者が当該事実を知った場合に、株券について当然に売り又は買いの判断を行うだろうと認められる場合（例：適時開示/臨報提出事由、重大な製品不具合、粉飾決算、反社会的勢力との取引捜査等）

#	項目	当社に関する発生事実（該当基準）	子会社に関する発生事実（該当基準）
発生事実	災害等による損害発生	損害額 \geq 単体純資産の3%（120億円）【例：東日本大震災による損害】	損害額 \geq 連結純資産の3%（154億円）
	主要株主の異動(*1)	すべて【例：INCJの株式売却】	-
	重要訴訟の提起等（被告）	(1)訴額 \geq 単体純資産の15%（600億円）、or (2)敗訴した場合の単体売上高減少額（訴訟提起日年度以降3年間毎年） \geq 前年比10%（683億円）	(1)訴額 \geq 連結純資産の15%（768億円）、or (2)敗訴した場合の連結売上高減少額（訴訟提起日年度以降3年間毎年） \geq 前年比10%（780億円）
	主要取引先との取引停止(*2)	単体売上高減少額（取引停止日年度以降3年間毎年） \geq 単体売上高の10%（683億円）	連結売上高減少額（取引停止日年度以降3年間毎年） \geq 連結売上高の10%（780億円）
	破産手続等申立	すべて	すべて
決算情報	前年実績値比で当年度の決算数値に一定の差異が発生	①売上高：増減額 \geq 10%（連結780億円、単体683億円） ②経常利益：増減額 \geq 30%（連結226億円、単体272億円） ③純利益：増減額 \geq 30%（連結232億円、単体238億円） ④剰余金配当：増減額 \geq 20% or 無配 \rightarrow 復配	-
その他	バスケット条項	当社の運営、業務、財産に関する重要な事実であって、投資者の当社への投資判断に著しい影響を及ぼすもの(*3)	子会社の運営、業務、財産に関する重要な事実であって、投資者の当社への投資判断に著しい影響を及ぼすもの(*3)

参考 S M B C 日興証券口座開設方法

口座開設専用URLにアクセス or フリーダイヤルに電話し、口座開設キットを取り寄せ願います。
キットのガイドに従い、必要書類をS M B C 日興証券にご提出下さい。

総合コースでの開設手続きをお願いします

口座開設専用URL	https://trade.smbcnikko.co.jp/AccountRegistration/0/stkoption/tork/hyoji?companyCd=267239440209
フリーダイヤル	S M B C 日興証券 職域営業部制度営業課 0120-255-051 (平日8:30~17:00)

<留意事項>

- ・他社に証券口座を開設されている場合でも、本口座開設が必要です。
(既にS M B C 日興証券に口座を開設されている場合は、一度窓口までご相談下さい)
- ・提出書類チェックシートの記載事項
事業会社名 (銘柄コード) : ルネサスエレクトロニクス株式会社 (6723)
役社員コード : D S 番号 (出向者等で複数ある場合は原籍のもの)

※「特定新株予約権等の行使に基づく株式の振替口座簿への記載または記録に関する確認書」のご提出は不要です。
(当社スキームは税制非適格であるため)

BIG IDEAS FOR EVERY SPACE
Renesas.com